

# 障害者権利条約と意思決定支援

1. 「障害者権利条約」とは、平成18年に国連で採択された国際条約（国際ルール）
2. 条約では障がいのある人を「一人の人間」「権利の主体」と捉え生活のさまざまな場面において障がいのある人の人権（尊厳）の尊重を批准国へ求めている
3. 全部で50条あり、その中には「法律の前に等しく認められる権利と権利行使のための適切な措置」も規定されている

# 障害者権利条約における 意思決定支援関連規定

## 【第12条】

(法律の前にひとしく認められる権利)

- ・締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- ・締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適切な措置をとる。

# 障害者権利条約と意思決定支援

4. 国連の国際条約を批准（国内で効果を適用させるための手続き、仲間入りすること）するためには、条約の内容に沿った国内法制度であることが必要
5. 日本においては、憲法第14条において法の下での平等原則を置き、権利行使に関する措置は成年後見制度において対応
6. ただし、むしろ成年後見制度が法的能力の行使を阻害との意見もあり

# 障害者権利条約における 意思決定支援関連規定

## 【第19条】

(自立した生活及び地域社会への包容)

- 締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認める。
- 障害者は、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わない。

# 改正障害者基本法において 規定された意思決定支援

## 【第23条】 (相談等)

国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者・・に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

# 改正障害者基本法で 注目したいもう1つの規定

【第3条】（地域社会における共生等）

全て障害者は、どこで誰と生活するかについて  
の選択の機会が確保され、地域社会において  
他の人々と共生することを妨げられない。

生活の選択機会が確保されても、  
意思決定の支援が担保されなければ  
意味がない。両者は表裏一体の関係

# 総合支援法の中でも 強調された意思決定支援

1. 国会議論の中で、意思決定支援を強調する方向に  
法案修正
2. 支援事業所の責務、相談支援事業所の責務に「障  
害者の意思決定の支援に配慮」という一文を追加
3. あわせて、知的障害者福祉法、児童福祉法、発達  
障害者支援法にも意思決定支援への配慮を追加

# 総合支援法における規定

## 総合支援法 第42条第1項

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに・・・(以下略)



# ここまでのまとめ

1. 権利条約や障害者基本法、障害者総合支援法などに「意思決定支援」を規定
2. いずれも知的・発達障がいのある人への支援を考える際には不可欠な要素
3. 法律上は、行政と事業所（支援者）に対する責務（公立の学校は行政扱いだが・・・）
4. ただし、行政と事業所だけが責務を負えば良いものではなさそう（家庭や教育現場における取組みも重要では？）

# 意思決定支援って何だ？

1. 意味としては、障がいのある人の「意思」を「決定」するための「支援」
2. 知的・発達障がいのある人や認知症の人にはとりわけ大切な支援といえる
3. ただし、「意思決定支援」の具体的な実践については知見の蓄積が必要

法定化されたことも踏まえて、障がいのある人や家族、支援者などが積極的に議論することが重要

# 意思決定支援って何だ？

## 「意思」と「意志」の違い

- ★ 「意思」は、その人の思いや考えのことを指します（用例：個人の意思を尊重する、意思表示する・・・）
- ★ 「意志」は、何かを成し遂げようとする心持ちのことを指します（用例：あの人は意志が固い、鉄の意志でやり遂げる・・・）

# 意思決定支援って何だ？

一般的に「意思を決定する」ことを考えてみると

・ ・

- ① 決定を下支えする十分な体験や経験  
(決定する経験) があり
- ② 決定に必要な情報の入手・理解 (統合) ・保持・比較・活用がなされ
- ③ 決定した意思が表出、実行できる  
という流れが想定される

# 意思決定支援は権利擁護

1. 虐待や差別行為など、障がいのある人の権利侵害を防止、解消する方向性の権利擁護（いわば「担保すべき（最低限守るべき）」権利擁護：虐待防止法や差別解消法における差別的取扱いの禁止など）
2. 本人の暮らしの支援や、エンパワメントという方向性を促進する権利擁護（いわば「開拓・開発すべき」権利擁護：意思決定支援や差別解消法における合理的配慮の提供など）

# さらに踏み込むならば

1. 障がいの有無に関わらず、憲法に規定される基本的人権は誰でも享受できるはず
2. 法の下における平等はもとより、特に基本的人権の中でも重要な幸福追求権や自由権、生存権や教育を受ける権利などは、地域における当たり前の暮らしには不可欠
3. ただし、こうした権利を主張するためには、多くの場合「意思表示」が必要

ということは

意思決定支援は基本的人権の一部では？

# 愚行権的なものの一例

某アイドルグループの「総選挙」において、お気に入りのメンバーをセンターに据えたいがために年金と工賃を全額投入しようとしている → 自分のお金だし自由じゃないの？

飲み会で飲み過ぎて終電を逃し、駅前の公園で何度も吐きながら一晩を過ごし、フラフラになりながら始発で帰宅した → そういう障がいのある人って見たことありますか？

## そしてもう1つ・・・

1. 「意思決定支援」は、障がいのある人だけが必要なものではありません
2. その同心円には、認知症などの疾病を有する人、薬物などが理由で十分な意思表示ができないなどが考えられます
3. 一方で、日本の文化風土にマッチした意思決定支援のあり方も模索する必要があります（「お任せ」寿司がある国の意思決定支援とは？）